

第 1 号議案参考資料

議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

育児と仕事の両立を支援するため、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

ア 育児休業法の一部改正に伴い規定の順序を改める必要が生じ、第 3 条の 2 へ移行するため、規定を削る。 (第 2 条の 3 関係)

イ 育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業等計画書により申し出た場合の再取得に係る規定を削るとともに、号の繰上げ並びに引用部分及び字句の整理を行う。 (第 3 条関係)

ウ 育児休業法の一部改正に伴い規定の順序を改める必要が生じたため、第 2 条の 3 で削った規定の内容を加える。 (第 3 条の 2 関係)

エ イの改正に伴い、字句の整理を行う。 (第 10 条関係)

- (2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

職員の妻が出産した場合における育児・養育のための休暇の対象期間について、出産した子が 1 歳に達するまでに拡大する。

(第 14 条関係)

3 施行期日
公布の日